

平成28年度第1回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成28年7月29日(金) 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)吉澤宏治、坂本玲子、堀内寿人、原敏、市川由美

(事務局)上野課長、関総括課長補佐、文書・情報公開担当(4人)

市町村課 行政選挙担当(2人)

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
- (2) 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
- (3) 山梨県個人情報保護審議会運営要領及び傍聴要領の改正について
- (4) その他(平成27年度個人情報保護条例の施行状況について)

6 議事の概要

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

(議長)

はじめに、「住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について」事務局を担当する市町村課から説明をお願いします。

(市町村課)

- 資料1により住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について説明 -

(委員)

「住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策」(別紙)については、特定個人情報保護評価に係るものとしての報告であるのか。

(市町村課)

平成28年中に実施したもので、次回「住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等」として報告させていただくべきものであるが、昨年度の特定個人情報保護評価の審議において御意見いただいた事項に関するものであるので、その対応ということで、この場で報告にさせていただいたものである。

(委員)

研修の実施・受講要請における、受講者の参加状況はどのようになっているか。

(市町村課)

「業務端末利用所属のセキュリティ責任者を対象とした研修」は平成28年5月に実施した。対象は端末利用所属のセキュリティ責任者であり、19所属中の16所属が参加した。

eラーニングについては、現在3所属から受講の報告を受けている。

(委員)

eラーニングの受講報告については3所属とのことであるが、本来はすべての所属が受講すべきである。今後も受講者が増えていかなければならない。

(議長)

それでは、「住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について」は、以上とする。

(2) 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

(議長)

次に、「山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正について」引き続き、事務局を担当する市町村課から説明をお願いします。

(市町村課)

- 資料2により山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正について説明 -

(委員)

「条例の概要」の「2 条例改正の内容」の中で、知事が本人確認情報を教育委員会へ提供できる事務として2つの事務を記載しているが、まず、これらの事務における特定個人情報の提供については番号利用条例においてはどこに規定されているのか。

(市町村課)

番号利用条例の新旧対照表(資料4)をご覧ください。例えば、「県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務」については、別表第1の5項に規定されており、これにより、教育委員会においてマイナンバーの利用が可能となっている。そして、教育委員会がマイナンバーを利用するにあたりマイナンバーの正確性を確認するため、本人確認情報を利用する必要があるが、本人確認情報を保有しているのは知事であることから、住民基本台帳法施行条例において、知事から教育委員会への本人確認情報の提供が可能となるよう今回事務を追加することとしている。

(委員)

そういう構成をとっているのか。特定個人情報の提供という概念ではないため番号利用条例には規定していないのだと。

(市町村課)

特定個人情報の提供ということではなく、本人確認情報の提供ということで住民基本台帳法施行条例に規定することとしている。教育委員会がマイナンバーを収集し、利用するにあたっては条例に規定しなければならないため番号利用条例に規定しているが、本人確認情報は知事が保有しているので、教育委員会へ提供するという形をとっている。

(委員)

本人確認情報の提供ということであるが、本人確認情報には個人番号を含んでいるはずだが。

(市町村課)

本人確認情報には個人番号が含まれている。

(委員)

そうだとすれば、本人確認情報は特定個人情報に該当するのではないか。

(市町村課)

本人確認情報は特定個人情報である。

(委員)

そうすると、特定個人情報の第三者提供に該当するのではないか。マイナンバーを含む本人確認情報を知事から教育委員会へ提供すると同時にそれは特定個人情報の第三者提供となるのではないか。

(市町村課)

特定個人情報である本人確認情報を教育委員会へ提供可能する根拠は、住民基本台帳法第30条の15第2項である。同項第1号においては、法定事務として住民基本台帳法別表第6に規定する場合に教育委員会等への提供を可能としている。また、同項第2号においては、「当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき」は特定個人情報である本人確認情報を提供することができることとなっている。

(委員)

番号利用条例第5条第1項においては、別表第3の第1欄に掲げる県の執行機関が同表の第3欄に掲げる県の執行機関へ特定個人情報を提供することができる旨規定されているが、別表第3には外国人生活保護実施事務のみが規定されており、この規定と今回の教育委員会への特定個人情報である本人確認情報の提供との関係がわからない。

内部利用であれば、番号利用条例第4条に規定されていることから理解できるが、知事から教育委員会への本人確認情報の提供は第三者提供に該当するのではないかと思うのだが。

条例で定める第三者提供は住民基本台帳法の規定により提供が可能という説明ではあるが、特定個人情報の第三者提供が住民基本台帳法の規定により可能だという点がわかりづらい。本人確認情報の第三者提供という点では番号利用条例の方が上位にあるのではないか。

(市町村課)

特定個人情報の提供が可能の場合についてはマイナンバー法第19条各号で規定されており、第6号において、住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める場合には特定個人情報の提供は可能であるとされている。マイナンバー法別表第2に掲げられた機関同士で特定個人情報の授受が可能となっているが(第19条第7号)これとは別条項(第19条第6号)において提供が可能となっている。

(委員)

住民基本台帳法第30条の6については、また後で調べてみる。

そうすると、今回の住民基本台帳法施行条例の別表第1は特定個人情報である本人確認情報の内部利用を、別表第2は第三者提供をそれぞれ規定しているということか。

(市町村課)

そのとおり。

(委員)

本人確認情報の提供方法については、具体的には総務省告示で規定するところによるのだと説明があった。一つめの、電気通信回線を通じて送信する方法については理解できる。もう一つの磁気ディスクを送付する方法というのはどういったつながりになっているのか。資料5の2ページに記載されている住民基本台帳法施行令第30条の12第2号が根拠ということか。

(市町村課)

住民基本台帳法施行令第30条の12第2号は本人確認情報の法定利用事務において教育委員会へ提供する場合の方法の一つを定めたもの。その行為としては、第2号の規定のとおり「本人確認情報を記録した磁気ディスク等を教育委員会へ送付する」ということになるが、その具体的な管理方法については、「総務省令で定めるところにより」とされており、さらに、当該総務省令を見ると、「総務大臣の定めるところにより」とされ、総務省告示として技術的な基準が規定されている。磁気ディスクの取扱については、その受け渡しの記録を作成するか、用途が終わったら磁気ディスクを物理的に廃棄するといったことも規定されている。さらに具体的な取扱としては、昨年の特定期間個人情報保護評価について御審議いただいた際に御説明したとおり、磁気ディスクはサーバ室内に設置されている住基ネットサーバから記録したしものをマイナンバー事務の各サーバへ、サーバ室内において提供し、提供が終わったところで物理的にサーバ室内で廃棄するという運用をすることとしている。

(委員)

そうすると、知事部局の職員が本人確認情報を記録したUSBなどを教育委員会へ持って行って利用するということはないということでしょうか。

(市町村課)

そのような提供方法はとらない。

(委員)

住民基本台帳法施行令第30条の12においては、「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」の提供は、「総務省令で定めるところにより」、磁気ディスクを送付する方法により提供できるということになるが、住民票コードが入った本人確認情報はそもそも提供できないということか。

(市町村課)

そういうことになっている。

(委員)

住民票コードが提供できないのであれば、個人番号はなおのこと提供できないのではないかとと思うが。

(市町村課)

住民票コードは、現在、マイナンバーを生成するための背後にある基本的な情報となっており、特に提供しなければならない情報からは外されている。一方、マイナンバーは、利用事務におい

て収集したマイナンバーの正確性を確認するために必要となる。マイナンバーの正確性が担保されない、他人の特定個人情報が提供されてしまうということになってしまうので、ここはしっかり確認しなければならないことから、氏名、住所等、個人の属性と誤りなく結びついている住基ネット上のマイナンバー及び4情報を見ることができることとなっている。

(委員)

マイナンバーよりも住民票コードの方が重要だということか。

(市町村課)

住民票コードはむやみに利用することのできる情報ではないということだと理解している。

(委員)

了解した。

(議長)

他に質問等なければ、事務局案を認めることとしてよいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

「山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正について」は、以上とする。市町村課の方は退出して結構である。

(市町村課)

- 市町村課退出 -

(3)山梨県個人情報保護審議会運営要領及び傍聴要領の改正について

(議長)

次に、「山梨県個人情報保護審議会運営要領及び傍聴要領の改正について」事務局から説明をお願いする。

(事務局)

- 資料3により説明 -

(議長)

以上の説明について、質問等はあるか。質問等なければ、事務局案を認めることとしてよいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

「山梨県個人情報保護審議会運営要領及び傍聴要領の改正について」は、以上とする。

(4)その他(平成27年度個人情報保護条例の施行状況について)

(議長)

「その他」として、平成27年度個人情報保護条例の施行状況について報告をお願いします。

(事務局)

- 資料4により説明 -

(議長)

不存在を理由とした不開示があるが、どのような内容か。文書の保存期間が終わって廃棄されたものか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

苦情相談33件の内訳が知りたい。難しい内容もあるのではないか。

(事務局)

複雑な法律問題を含む場合には、弁護士会を案内することもある。内訳は後日送付する。

(委員)

苦情相談にはどのように対応しているのか。

(事務局)

基本的には当事者の自主的な解決を促す形で相談に対応している。寄せられた苦情相談については問題の切り分けを行い、場合によっては他の関係機関を紹介するなど、ケースごと解決につながるよう支援している。

(議長)

他にないか。

(事務局)

なし。

(議長)

以上をもって議事を終了する。